

夏休みに「ただの教材でただしく学ぼう！クレジット」

当法人運営委員
客員研究員 由井 敬

今年も暑い夏が来ました。皆さんも山へ海へ海外へと、楽しい計画を予定されていると思います。

計画に先立つものはお金ですが、旅先では、現金よりクレジットカードが頼りになりますし、金額によっては、ローンをお考えになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

その際、皆さんはクレジットやローンについて、「なんとなく便利だから」という理由だけで使っていたりはしませんか？

少し古いデータとなりますが、生活経済研究 Vol. 44 (2016. 9) 「大学生に対する金融教育アンケートの分析」では、「金融・経済の仕組み」「証券投資」「クレジットカード」「借入れ」などについて、学生がどこから知識を得たか？という問いに対し、「クレジットカード」は” 家族・友人” が 38.6%で第1位、第2位は” 特になし” でした。また、「借入れ」は” 学校” が 33.6%で1位、2位はやはり” 特になし” でした。

家庭や学校でクレジットについて知識を伝えるためには、まず親や先生が正しい知識を持っていないければなりません、大多数の親や先生にはなかなか難しいことです。そこで今回は、ネットからの情報で、特に子供や学生に教える立場の方に参考となるクレジットやローンの正しい知識と教材を入手する方法をお話ししたいと思います。参考に紹介先の QR コードも添えておきました。ご興味のある方はご活用ください。

まず、初心者でも親しみやすい平易な表現でありながら、知識の深掘りもできる、金融庁の「金融経済教育指導教材の公表について」を紹介します。



このホームページ（以下HP）では、「クレジットカード」や「お金を借りる」ことについての基本的知識が、イラスト入りのパワーポイントやPDFで紹介されています。また、奨学金のことも出てきますから、大学などへの進学を考えている方は一度目を通してみてはいかがでしょうか。

次に、関係する業界団体の例を見てみましょう。

一般社団法人全国銀行協会の「金融経済教育の取り組み」の中の「中学生・高校生向けの教材」というページを紹介します。



このHPでは、ローンやクレジットを利用するときの留意点などを解説した、Webコンテンツ、パンフレット、CD-ROMなど、多彩な教材が紹介されています。また、学校の方には無償で提供されています。

一般社団法人日本クレジット協会では、1980年代からクレジット教育に取り組んでおり、先生方に向けて作成した「クレジット教育支援活動のご案内」の内容が充実しています。



このHPには、クレジット教育用教材が多種類掲載されており、ダウンロード教材、冊子等教材、マンガ読本などのほか、アクティブラーニングのためのカード見本や、お会計の様子を疑似体験できる決済端末機の貸与も無償で行っています。

日本貸金業協会では、一般消費者向けの啓発資料もありますが、中高生向けには、自分で学べる「中高生のためのe-learning講座」を作成しています。

このHPでは、解説動画を見ながら、キャッシュレス決済や困った際の相談先などのクイズに挑戦し

ていくことで、中高生にもわかりやすく解説を試みています。

日本FP協会では、小学生～大学生、また、一般の方に向けた活動をフィナンシャルプランナーの立場から「パーソナルファイナンス教育」として取り組んでおり、お金の知識を理解してもらう取り組みをされています。

以上、行政や業界関連団体の各HPから、ネットを使ってクレジットやローンの正しい知識(教材)を手軽に入手する方法をご紹介します。



今回ご紹介の資料は、それぞれに工夫を凝らしてクレジットとその周辺教育について分かりやすく解説をしています。そのうえ、これらの資料等は一部を除いて、基本的に無料で利用出来ます。

親が子に、先生が学生に、そして友人同士でも、ぜひこの機会にクレジットについて学んでいただき、この先、適正かつ有効に活用してみたいかがでしょうか！

※金融庁ならびに各関係者団体の情報は2023年7月現在のものであり、その後の変更につきましては、ご容赦いただけますようお願い申し上げます。



複雑になった決済の仕組みをよく知ろう

上席研究員 吉元利行

この4月に経済産業省が発表した「2022年のキャッシュレス決済比率」は36.0%でした。また、直近5年間では、2020年を除いて前年比10%以上の伸び率となっており、普及の加速が顕著となっています。この夏の暑い時期、冷たい飲み物を片手に、複雑化しながら熱く拡大しているキャッシュレス決済の中身と注意点を簡単に確認してみたいかがでしょうか。

わが国でも、キャッシュレス決済が急速に普及しています。これまで、決済手段で大きなシェアを持っていたのはクレジットカード決済ですが、最近では、未成年も利用できる国際ブランドのプリペイドカードやデビットカードも普及しつつあります。また、スマートフォンを利用した、カードを使わない決済も増えています。コード決済、オンライン決済と呼ばれるキャッシュレス決済では、事前に銀行口座からチャージするほかに、利用時に同時にプリペイドカードやクレジットカード、デビットカードからチャージして、支払う方式もあり、同時に複数のキャッシュレス決済手段を利用している場合があります。

これら複数の支払方法を組み合わせた決済の仕組みはどうなっているのか、利用する前に、どのような点に注意すれば良いのかを知ってから利用することが、これからの時代、自分がどのようなサービスを選択したらよいかを判断するうえで、重要なポイントとなるのではないのでしょうか。

1. 最近のキャッシュレス決済手段

キャッシュレスの決済手段は、同じようなサービスに見えても、提供事業者が限定され、支払いのタイミングや利用できる範囲に違いがあります。

現在日本国内で、提供されるキャッシュレス決済手段には、【図表1】記載のとおり、「前払い」「即時払い」「後払い」の区分ごとに、たくさんの種類があります。このうち、キャッシュレス決済の約9割を占める国際ブランドクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードによる支払いは、国際ブランドが世界中に張り巡らせたオープンループ型の決済システム(世界中の銀行やカード会社が接続でき、他社加盟店でも利用可能なカード決済システム、例えば、VISA Net、Bank Netなど)を使います。JデビットカードやBank Pay[®]1は、国内専用のシステムですが、銀行協会が提供する全銀システムをベースとした共同システムになっています。それ以外の決済システムは、個別企業が独自に構築したか、その運営を

システム会社が運営受託するクローズドループ型の国内専用の決済システム（特定の発行元やブランドによって限定された店舗やサービスでのみ利用できるカード決済システム）です。なお、最近では、利用者間での譲渡を可能にする機能のある「地域通貨」②や「ステーブルコイン」③のような新しいタイプの決済システムも出てきました。

また、Apple Pay、Google Payのように、スマートフォンのアプリに、クレジットカードやデビットカード、電子マネーなどを複数登録しておき、カードを使わずに、スマートフォンで選択した支払手段（かつ非接触で）支払いができる方式が世界中で使えるため、利用者が拡大しています。

【図表1】 キャッシュレス決済手段

	種別・区分	発行者・運営業者
前払い	国際ブランドプリペイドカード	銀行・クレジット会社
	特定目的プリペイドカード	百貨店など流通業・サービス業者
	プリペイド型電子マネー	交通機関・流通業・専門業者
	スマホ(QRコード)決済	通信系・専門業者
	ステーブルコイン決済	銀行・資金移動業者・信託銀行
即時払い	国際ブランドデビットカード	銀行(クレジットカード会社)
	J-デビットカード・Bank Pay 銀行Pay・J-coin Pay	銀行・信金・信組・農協・漁協
	資金移動業による送金	資金移動業1種・2種・3種
	地域通貨	銀行・信金・信組・資金移動業
後払い	国際ブランドクレジットカード	銀行・クレジットカード会社
	ハウスクレジットカード	流通業・交通系金融子会社
	ポストペイ型電子マネー	クレジットカード会社
	キャリア決済	通信事業会社
	BNPL(Buy Now, Pay Later)	BNPL(後払い業者)

2. 複数の支払手段が接続する決済システム

新しい「前払い」や「即時払い」の決済方法の中には、「後払い」のクレジットカードに紐付けて決済を行うものがあります。クレジットカードを使ってチャージ資金で決済した場合と、クレジットカードそのものを使って決済した場合とで、消費者の保護について差が出る場合があります。

最近急速に利用者が増えているスマートフォンを使ったコード決済（PayPay・LINE Pay・楽天Pay など）

は、チャージ残高から利用代金を支払う方法ですが、チャージの方法の代表的なものを、【図表2】に示します。原則は「前払い」ですが、クレジットカードでのチャージ、「PayPay あと払い」（BNPLの一種）や電話利用金と一種に払うキャリア決済を利用したチャージは、利用者から見ると、最終的には「後払い」になっています。

【図表2】 PayPay のチャージ方法

- ・銀行口座からのチャージ
- ・セブンローソン銀行のATMからのチャージ
- ・PayPay カードからのチャージ
- ・「PayPay あと払い」を利用したチャージ
- ・ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い（キャリア決済）
- ・ヤフオク！PayPay フリマの売上金

「前払い」の場合は、チャージした額のうち、未使用額の50%を供託等することが「資金決済法」で発行業者に義務づけられていますので、万一、発行業者が倒産した場合に、払い戻しがされる「前受金保全制度」で保障されています。一方、「後払い」のクレジットカード決済では、購入金額が38,000円以上で、かつ2か月を超える後払いであれば、仮に商品やサービスに問題があった場合に、「害賦販売法」で「支払い停止の抗弁」が認められていますので、問題解決まで支払いを停止することができます。

しかし、PayPayにチャージして代金を支払った場合、加盟店で購入した商品に問題があったり、サービスが提供されなくても、チャージ方法にかかわらず、現金払いと同じに扱われ、自分で問題を解決しなければなりません。害賦販売法で支払い停止の抗弁の対象となるのは、2か月を超える後払い、かつ、購入額が38,000円を超える場合に限り、コード決済（QRコードやバーコードを使用したキャッシュレス決済）で登録済みのクレジットカードでチャージ代金を「後払い」するときは、1回払いとなっているからです。なお、商品やサービスの購入時に必要な分だけ、購入と同時にリボルビング払いのクレジットカードで購入したときやコード決済事業者が2か月を超える後払い（BNPL）を提供する時は、購入金額や取引条件によっては、抗弁権を活用できる場合もあります。

スマートフォンにアプリをインストールし、バーコードやQRコードを使った決済方法は、前払いだけでなく、BankPayのような銀行アプリでも採用されています。クレジットで支払った場合と、コード決済で支払った場合とでは、保護が全く同じではない可能性が高い点に注意が必要です。

3. どのような商品（サービス）かを理解する

決済手段別に、消費者の保護についてどのような差があるかを考えてみましょう。

2では、最近のキャッシュレス決済が複雑化した一例を示しました。同じようなキャッシュレスサービスを利用したつもりでも、選択した決済サービスによっては、消費者側の保護が十分ではないことがお分かりいただけたかと思います。こういった状況に陥らないためには、少々複雑でも決済サービスの仕組みをよく知ることが大切です。

「前払い」の場合は、前受金保全措置があると説明しましたが、供託は残金の50%までとされているので、チャージした残額が100%補償されるとは限りません。今回は説明を省きましたが、銀行の口座を利用した「前払い」や「即時決済」では、預金保険制度があり、口座残高は1,000万円まで100%保証されますし、国際ブランドデビットカードでは、クレジットカードと同様の紛失盗難保険が付保されています。利用に手数料は不要ですが、「前払い」と同様に、現金決済と同じですから、商品やサービスに問題があればやはり自分で解決する必要があります。

クレジットカードの場合は、「2カ月を超える後払い、分割払い、リボルビング払い」にすれば、手数料の支払いが必要になります。その代わりに割賦販売法により、「支払い停止の抗弁」が活用でき、問題解決まで支払わなくてよいという利用者保護制度が採用されていて安心です。しかし、手数料が不要なコード決済などで利用される「2か月以内の1回払い」には「支払い停止の抗弁」の適用がなく、注意が必要です。

【図表3】に決済手段別の特徴をまとめておきます。

このようにキャッシュレス決済手段には、一長一短があります。

経済産業省の発表にも有るように、近い将来4割の決済はキャッシュレスによって行われそうです。

今日より先は、盲目的に現金からキャッシュレス決済への移行を考えるのではなく、利用目的や利用金額、ご自身の家計状況を踏まえ、利用したときにどこまでリスクを負担できるかも考えてから選択、利用してはいかがでしょうか。

【図表3】 決済手段別の特徴

決済手段	前払金の保護	商品等のトラブル	紛失・盗難保険制度	手数料等の負担
〇〇Payなど前払式支払手段	残高の50% 供託 ○	原則、自己解決 ④	X	原則なし ⑤
交通系電子マネー	残高の50% 供託 ○	原則、自己解決 ④	X 記名式は利用停止可能	なし
Bank Pay	口座残高は預金 保管等で保護	原則、自己解決 ④	X	なし
デビットカード	◎	◎	◎	
クレジットカード（2か月超の後払い）	該当せず	支払い停止の抗弁を利用して対抗可能	◎	後払期間に応じた手数料
BNPL、キャリア決済、クレジットカード（1回払い）	該当せず	原則、自己解決 ④	◎ クレカのみ X	なし

- ① 全国の金融機関が加盟する日本電子決済推進機構が運営するスマホ決済サービス
- ② 金融機関や資金移動業者だけが発行できる地域限定の電子マネーで受取人が再利用できるもの。
- ③ 金融機関や資金移動業者・信託銀行が発行できる特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術などを用いたもの（デジタルマネー類似型）。
- ④ お客様相談窓口等に連絡し、加盟店と折衝等により解決することが考えられる。
- ⑤ 一部のチャージ方法で手数料が発生する場合。

今回のセーフティNow!は、「生き抜く力、18歳成年問題」を主題材としたNTS総合弁護士法人とのコラボレーション企画（以下、コラボ企画）として行った講演のご紹介です。



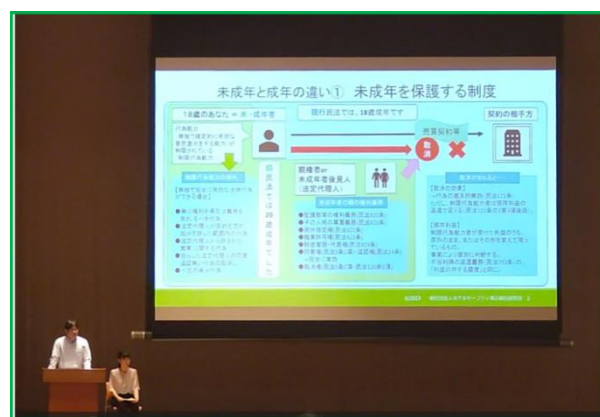
私どもでは、この6月に豊島岡女子学園（東京都）で高校3年生に向けた講演を行いました（詳細はQRコードからプレスリリース資料をご覧ください）。

これまで、18歳成年に向けてのお話は、18歳成年で出来ること、出来ないこと、家計と契約に関する知識と事例の提供、悪質商法の事例などを基本に、その構造と対策や相談先などをお伝えすることをメインとしておりましたが、今回は、弁護士が直接登壇することで、成人と法との関わり、法を味方に悪質商法から身を守る知恵とその解釈などもカバーできることとなりました。



また、現役弁護士の登壇は生徒の関心も高めたようです。講演後には、「今回の事例以外で悪質商法のパターンを思いついたのですが、この場合は法的にどう考えれば良いと思われますか？」などの質問や、「法学部進学に興味があるのですが…」といった、将来の自分を考える時間にもなったとのご感想もいただきました。

コラボ企画は、私どもが通常ご提供している内容を超えて、幅（知識）の拡大とともに、受講者の奥行（知恵）をも引き出す結果となりました。



講演の様子

私どもでは、家計管理や家計カウンセリングの知見のみならず、上記のようなコラボ企画もご用意したうえで講演活動を行っております。

今回は弁護士法人とのコラボ企画のご紹介でしたが、他にも公認会計士、税理士、司法書士、社労士など、各士業法人とのコラボ企画もご用意が可能です。

18歳成年にかかわらず、会社や学校でのイベントなどで「お金の困りごと（投資は除きます）」について検討されているようでしたら、巻末の《編集・発行》先までお気軽にお問合せください。

私どもは、「難しいことをやさしく、やさしいことを深く、深いことを広く」お伝えする努力をこれからも続けてまいります。

活動状況（講師派遣）

【過去実績】 ※五十音順・複数回実施を含みます

【教育関係など】

神田外語大学
神田女学園高等学校
札幌創成高等学校
札幌大学
新宿医療専門学校
新東京歯科衛生士・歯科技工士学校
杉並学院高等学校
東京アニメ・声優専門学校
東京家政大学板橋キャンパス
東京コミュニケーションアート
専門学校
東京バイオテクノロジー専門学校
東京ベルエポック美容専門学校
東京富士大学
帝京科学大学
東京都立片倉高等学校
東京都立永山高等学校
東京都立農業高等学校
東京都立雪谷高等学校
(株式会社 TAP 経由)
豊島岡女学園高等学校
日本医歯薬専門学校
武蔵野大学附属千代田高等学院
横浜美術大学
了徳寺大学

【行政機関など】

茨城県奨学金貸付担当者勉強会
茨城県神栖市中央公民館
・親子で学ぶおこづかい講座
・気軽に学べるキャッシュレス講座
茨城県庁債権管理業務研修会
大分県母子・父子自立支援員研修会
埼玉県教職員等消費者教育セミナー
さいたま市女性学研究会
佐賀県こども家庭課
佐賀県母子・父子自立支援員研修会
島根県ひとり親福祉担当職員研修会
栃木県母子・父子福祉貸付金債権回収
業務研修会
鳥取県税外未収金に係る庁内会議
横浜市緑区高校生対象自立支援講座
横浜市緑区鴨居ケアプラザ
「シニア講座」
横浜市緑区霧が丘ケアプラザ
「シニア講座」
横浜市緑区十日市場ケアプラザ
「シニア講座」
横浜市緑区中山ケアプラザ
「シニア講座」
横浜市緑区山下ふじ寿か園
「シニア講座」
横浜市南区高校生対象自立支援講座

【その他】

一般社団法人 家の光協会
一般社団法人 金融財政事情研究会
中高龄事業団 やまて企業組合
栃木県社会福祉協議会母子・父子
自立支援員等研修会
長野県母子・父子自立支援員連絡
協議会
ビズアップ総研株式会社
福岡県行橋商工会議所主催講演会



ゆきち
当法人のマスコット
キャラクターです。

【講演／取材のご依頼 ※リモート対応もご用意しております】

講演／取材のご依頼がございましたら、下記 URL より、お問い合わせ
メールに「講演／取材の問い合わせ」とご記載のうえお送りいただくか、
下記ご連絡先までお問い合わせください。

【寄付のお願い】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。
詳しくはホームページをご覧ください。

【相談者用フリーダイヤルの設置】

相談者の方は一部を除き電話料金のご負担がなくなりました。
0120-49-3704「よくみなおし」と覚えてください。
ご相談をお持ち申しあげております。



私たちは、生活困窮者の方々や、より良い家計管理に向き合
おうとする全ての方々に、「家計教養」をキーワードとした
質の高い教育をご提供すること、持続可能な開発目標に掲
げて取り組んでいます。

よくみなおし
0120-49-3704



ニュースリリース 2023. 7 No.11

《編集・発行》

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所 (担当：長野)

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

Tel (03) 6459-4770 FAX (03) 3457-1630

URL : <https://nts-safety.com> Mail : nts-kskn@nts-hd.co.jp

